

別表1（第4条関係）

基準点数表

保育を必要とする事由			
1 就労	月20以上勤務	日8時間以上	10
		日6時間以上	9
		日4時間以上	7
	月16日以上20日未満勤務	日8時間以上	9
		日6時間以上	8
		日4時間以上	6
月16日未満勤務	その他	4	
2 妊娠出産	母が妊娠中		4
	母が出産予定日の前後8週間である		7
3 疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	1ヶ月以上の入院または常時臥床	10
		精神疾患等で医師から保育に著しく支障をきたすと診断されたもの	9
		その他保育が必要と認められる場合	5
	障がい	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級該当、精神障害者福祉手帳1・2級、療育手帳A	10
		身体障害者手帳3級、聴覚障害4級該当、精神障害者福祉手帳3級、療育手帳B	8
4 介護・看護	1ヶ月以上同居親族の入院付添にあたっているもの		8
	同居親族の長期居宅療養等で常時介護（看護）にあたっているもの		8
	その他介護（看護）で保育が必要と認められるもの		5
5 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていて、保育が困難な場合		10
6 求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている		2
7 就学	在学中（職業訓練を含む）	月120時間以上	8
		月64時間以上	5
8 虐待・DV	児童虐待・配偶者からの暴力のおそれがある場合		10
9 育児休業	育児休業を取得し他の兄弟が継続して利用する場合		3
10 その他	1～9に準ずるものとして町長が認める特別な事由がある場合		個別判断

調整点数表

母または父の死亡、離別、行方不明等母子・父子家庭に準ずるもの	5
生活保護法による被保護世帯	1
虐待またはDVを受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態	5
子どもが障がい有する	3
兄弟姉妹が既に入園している	3
65歳未満の祖父母等親族と同居している	-1
保護者が保育士、看護師として勤務している	1
利用者負担額の滞納がある	-3

合計点が同点の場合の順位表

順位	事項
1	虐待やDVのおそれがある世帯
2	就学前の兄弟姉妹が多い世帯
3	所得のより低い世帯
4	保育の協力者（町内に居住する祖父母等）がない

備考

- 1 基準点数及び調整点数の合計点が高い順位に決定するものとする。
- 2 基準点数は父母（父母がない場合は、その他保護者）それぞれの点数が異なる場合は、最も低い方の点数を基本点数とする。
- 3 就労の就労時間数は休憩時間を含む時間数とする。
- 4 調整点数は同時に複数の状況等に該当する場合はすべての調整点数の合計点を基準点数に加算するものとする。